

# 青森県報

第二千五百七十三号

平成十八年  
一月四日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税 務 課) …… 一
告示	…
公告	…
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………	(漁 港 備 用 課) …… 二
公 告	…
都市計画の変更案の縦覧……………	(都 市 計 画 課) …… 二
右 同……………	( 同 ) …… 三
開発行為に関する工事の完了……………	(建 築 住 宅 課) …… 三
出先機関	…
土地改良事業の工事の完了……………	(三 戸 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 四
右 同……………	(東 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 四
公安委員会	…
交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………	(企 画 政 策 課) …… 五

## 規

## 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年 一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第一号

#### 青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による申告)

第七条の二 条例第五十二条の二第二項(条例第六十四条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により電子情報処理組織を使用して申告を行うおとする者は、あらかじめ知事に、住所及び氏名又は名称その他必要な事項を同項に規定する申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して届け出なければならぬ。

2 条例第五十二条の二第二項の規定による申告は、知事の指定する入出力用プログラムを用いて、申告書に記載すべき事項を同項に規定する申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。

3 前二項の規定により届出及び申告を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同項第二号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。)と併せてこれを送信しなければならない。

4 第二項の規定により申告を行う者は、申告書を提出するときに併せて提出すべきこととされている書面等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第二条第三号に規定する書面等をいう。)に記載すべき事項を条例第五十二条の二第二項に規定する申告をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 第二項の規定により申告を行う場合において、次に掲げる規定による自署及び押

印は、これらの規定にかかわらず、当該自署及び押印に代えて当該自署及び押印をすべき者に係る電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)をもつてしなければならない。

一 地方税法第七十二条の三十五第一項から第三項まで

二 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第三十三条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第三項

附則

この規則は、平成十八年一月十六日から施行する。

告 示

青森県告示第三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十二月十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十七年十二月二十一日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで階上町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十八年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

階上町

2 代表者の住所及び氏名

三戸郡階上町大字道仏字天当平一の八七  
階上町長 浜谷 豊美

二 埋立区域

1 位置

三戸郡階上町大字道仏字榊平五の二、六の五から六の一六、字榊一の一の三二、字榊山一及び二の二の地先公有水面

2 区域

次の 地点から 地点までを順次に直線で結んだ線及び 地点と 地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 三戸郡階上町大字道仏字榊山地先における内防波堤内港側先端(基点)から二一八度五〇分六八・六メートルの地点

の地点 地点から二一五度二九分二五・〇メートルの地点

の地点 地点から二九五度〇七分一〇・二メートルの地点

の地点 地点から三〇〇度四五分三〇・一メートルの地点

の地点 地点から三〇七度五〇分一〇・〇メートルの地点

の地点 地点から三四〇度〇五分二二・一メートルの地点

の地点 地点から三五六度一〇分二三・五メートルの地点

の地点 地点から三五五度〇八分一〇・〇メートルの地点

の地点 地点から五六度〇八分一〇・七メートルの地点

の地点 地点から六四度一〇分一一・四メートルの地点

の地点 地点から一二五度二九分五・七メートルの地点

の地点 地点から一二五度二九分三六・二メートルの地点

3 面積

一、五四四・九〇平方メートル

公 告

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、青森都市計画墓園に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七條第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画墓園に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計

画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十八年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画墓園に関する都市計画(第三号 八甲田霊園)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

青森市大字大別内字葛野の一部

2 追加される土地の区域

青森市大字大別内字葛野の一部

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、青森市都市整備部緑と花推進課

四 縦覧期間

平成十八年一月五日から同月十八日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、六戸都市計画公園に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第七十条第一項の規定により公告し、次のとおり六戸都市計画公園に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十八年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

六戸都市計画公園に関する都市計画(五・五・一号館野公園)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保の一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、六戸町企画財政課

四 縦覧期間

平成十八年一月五日から同月十八日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域(名称)	開発許可を受けた者の住所 及び氏名(名称)
黒石市柵ノ木三丁目二の二から二の三七まで	弘前市大字代官町六五の二 殖産住宅株式会社
五所川原市大字唐笠柳字藤巻六六八の一、六六七の三、六七八の三、六八九の三、六八七の二、六八八の一、六八九の二、七〇六から七〇九の二、七〇〇の一部、八一〇の一部及び八二三の一部	岩手県盛岡市三本柳五地割三三の八 有限会社鳩林商事

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年一月四日

三戸地方農林水産事務所長 柿 崎 裕

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農地災害復旧事業 五八 二一	三戸町	平成七・二・二五
" 五八 二二	"	一七・二・三〇
" 五八 二五	"	"
" 五八 二九	"	一七・九・七
" 五八 三二	"	一七・二・三〇
" 五八 三三	"	一七・二・八
" 五八 三六	"	一七・一〇・三
" 五八 四一	"	一七・八・三
" 五八 四三	"	一七・二・八
" 五八 四七	"	一七・二・三〇
" 五八 五〇	"	"
十六年災農業用施設災害復旧事業 五八 一〇八	"	一七・九・七

"	五八 一一一	"	一七・九・五
"	五八 一一五	"	"
"	五八 一二七	"	一七・八・三
"	五八 一二二	"	一七・二・八
"	五八 一二二	"	一七・二・三〇
"	五八 一二六	"	一七・二・八
"	五八 一二七	"	"
"	五八 一二七	"	一七・二・三〇
"	五八 一二八	"	"

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成十八年一月四日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
蟹 田	担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積ほ場整備事業）	平成二六・一・一〇
中沢長科	土地改良総合整備事業（担い手育成型（高度利用型））	二六・二・三

公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月四日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第二号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一七戸警察署の項を削る。

別表第二弘前警察署の項中

一 弘前市大字清水字上広野四五番地五七一

を

一 弘前市大字泉野一丁目五番地一

に改め、同表つがる警察署の項中

一 川除警察官駐在所

つがる市木造豊田千代鶴三七番地二八

林警察官駐在所

つがる市木造大畑座八一番地一

を

一 川除警察官駐在所

つがる市木造豊田千代鶴三七番地二八

に改め、同表七戸警察署の項中

一 徳万歳警察官駐在所

上北郡東北町字大浦上久保一番地三三

を

上北警察官駐在所

上北郡東北町大字上野字南谷地四四番地

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年一月六日から施行する。ただし、別表第二の弘前警察署の項の改正規定は平成十八年一月十四日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭